

2012年（平成24年）7月6日

各位

大阪弁護士会
会長 藪野恒明

「クラヴィス緊急電話相談会」を実施します

来る7月12日(木)にクラヴィス緊急電話相談会を実施します。

本年7月5日に中堅消費者金融の株式会社クラヴィスが大阪地方裁判所から破産手続開始決定を受けました。

今後は、裁判所が選任された破産管財人により財産調査・換価などの作業が進められることとなりますが、現時点では顧客に対する情報は十分に行き渡っているとはいえません。

このため、「債務を支払っても大丈夫なのか」、「クラヴィスに対する過払金はどうなるのか」といった不安の声も寄せられています。

そこで、大阪弁護士会では、これらの不安に答えるため、下記の要領で電話相談会を開催いたします。

開催日時:平成24年7月12日(木) 午前10時～午後4時
電話番号:06-6364-7681

相談料は無料ですので、お気軽にお電話ください。